

◆ “ふるさとちば”のための政策推進を◆



あい伸也県議会リンクート

発行／自由民主党千葉県議会議員会

〒260-0855 千葉市中央区市場町2番13号 電話 043 (227) 7411

人づくり、社会づくり、産業づくり、道づくりを通して「元気なちば」実現を目指す阿井伸也県議（大網白里市選出、4期）は2月県議会予算委員会で質問に立ち、消費のカンフル剤として発行されるプレミアム付き商品券や低迷する浄化槽検査、夏の間、無料開放される有料道路などについて県担当者に質しました。有料道路の夏季無料開放では「1回きりでなく、継続して実施して欲しい」と要望しました。阿井県議の質疑と県担当者の答弁を紹介します。

プレミアム付き商品券

県内全市町村で発行準備



予算委員会で質問する阿井伸也県議

2月県議会予算委員会

阿井議員 国の緊急経済対策を踏まえた消費喚起、生活支援型交付金について

プレミアム付き商品券が奨励され、地域の消費喚起、

地域経済の活性化に即効性がある有効な方法であると

いうことから、現在全国の自治体において実施されようという状況になっている。

総額2500億円の国

交付金の約8割がプレミアム付き商品券になるだろう

と言われ、都道府県及び市町村の人口、財政力、消費水準、寒冷地等の事情を踏

府県、市町村に交付されることだ。

本県では2月の補正予算

にあるように県が32億円、

県内市町村が57億7千万円でトータル89億7千万円

分のプレミアムが想定され

ている。他の消費に結びつく

額は投入額の3倍から4倍

と推定されており、本県の

消費喚起や生活支援に迅速

に取り組めるものと期待さ

れている。

プレミアム率3割が多数

不正行為を排除

はどうか。
経済政策課長 プレミアム付き商品券については、現在、全ての市町村において、発行に向けた販売額面やプレミアム額等の検討また、商工会議所や金融機

く、次いで、2割が多い状況です。

関等との調整などが進めら

れていますと聞いています。

販売額面に3割のプレミアムを附加する市町村が多く、次いで、2割が多い状

況です。

思われる様々な防止策を市

町村に情報提供してまいり

ます。

また、販売窓口に来られ

ない方への対応として、公

平に消費者が購入できるよ

う、休日の販売や抽選の実

施、電話・インターネット

による予約受付など、販売

方法の工夫についても市町

村や商工団体に配慮をお願

いしたいと考えています。

いしたくとも、市町

村や商工団体に配慮をお願

平成27年3月25日(水曜日)

あい伸也県議会リポート



発言を求める阿井伸也県議

阿井議員 本県の生活排水などの汚水処理状況は、平成25年度末で公共下水道を使っている人口が44万人、71・4%に対し、合併処理浄化槽を使用が80万人12・8%、単独処理浄化槽使用72万人11・5%となっている。

浄化槽による生活排水の処理をしている人が合わせて152万人、24・3%となっている。約4分の1が浄化槽を使って処理をしている。河川や湖沼、そして海の水質保全のために、

浄化槽を正しく設置して維持管理をきつちりとしていることが大切である。

検査率、全国ワースト1位

浄化槽では7条で設置後、11条で毎年1回、検査を受けることが義務付けられている。

そこでどうかがうが、本県における浄化槽の設置状況とその推移はどうか。

特に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や高度処理型合併処理浄化槽の設置の状況はどうか。

年度末時点では、57万2千基余りの浄化槽が設置されており、ここ数年、横ばい傾向で推移しています。

また、県の生活排水対策事業による単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、平成25年度において、714基、高度処理型合併処理浄化槽の設置は、77基となっています。

阿井議員 残念ながら7条検査、それから11条検査、千葉県はなんと全国ワースト1位。7条検査が61・

2%、11条検査が6・5%の実施率となっています。

この検査率をせひとも向上させるため、県はどのように取り組むのか。

水質保全課長 県では現

在、文書による督促やパン

フレットの配布、各種広報

媒体による啓発など取り組みを進めるとともに、昨

年から、浄化槽の保守点

検と法定検査を一括して契

約できる仕組みを関係団体

と連携して導入し、法定検

査の受査率の向上に努めて

阿井議員 県は、これまで県内の水道料金の格差の是正と市町村の水道事業体の経営安定化のために、どのくらいの県民の税金（単費）を投じてきたのか。

水政課長 県では、市町村等が経営する水道事業体に対する水道料金の格差は正、住民負担の軽減、経営の健全化の促進を目的として、昭和52年度から市町

村等が経営する水道事業体に対する水道料金の格差

は正、住民負担の軽減、経

営の健全化の促進を目的と

して、昭和52年度から市町

村等が経営する水道事業体に対する水道料金の格差

は正、住民負担の軽減、経